

判例 1：男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

東京地方裁判所、平成20年(2008年)6月5日判決より

加害者に請求された判決確定額 9,266万円

判例 2：男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し、交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

東京地方裁判所、平成15年(2003年)9月30日判決より

加害者に請求された判決確定額 6,779万円

そのハンドルで  
誰かの命を奪って  
しまいかもしれない。

自転車に乗るときは、安全運転で。

もしものために学生総合共済/学生賠償責任保険に加入しよう。



全国大学生協共済生活協同組合連合会 ☎0120-335-770

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺会館  
<http://kyosai.univcoop.or.jp>

大学生協 共済 検索

株式会社 大学生協保険サービス ☎0120-020-650

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-12-4 大学生協高円寺会館

自転車事故の現実、  
詳しい内容はコチラ。

